

平成 1 3 年 6 月 3 0 日  
総 務 省

**「郵政関連業実態調査」（平成 1 2 年 1 2 月実施）の結果**  
**「放送番組制作業」及び「電気通信工事業等」の現状**  
**と動向**

総務省は、この度、平成 1 2 年 1 2 月に実施した「郵政関連業実態調査」（総務大臣承認統計）の結果を取りまとめました。

今回の調査結果の概要は、以下のとおりです。

**1 放送番組制作業**

放送権、二次利用権の所在は、放送局の単独所有が大半。

放送番組制作者でテレビ放送番組の二次利用権を有する事業者は、従来の「ビデオ化」及び「再放送への利用」に加え、「CD-ROM化」が大幅に伸びた。

今後の事業展開では、映像新時代を背景に、「インターネット番組（画面）制作」、「ハイビジョン制作・技術」、「ケーブルテレビへの番組供給」、「衛星放送（CSを含む）への番組供給」など、多メディア・多チャンネル化や情報通信の高度化対応に事業を拡大・多角化の方向。

**2 電気通信工事業等**

新しい技術への取り組みとして、CATV電話工事、LAN工事、光ファイバーケーブル工事などに半数以上の事業者が既に取り組んでおり、ビデオ・オン・デマンドなどにも今後取り組んで行く予定。

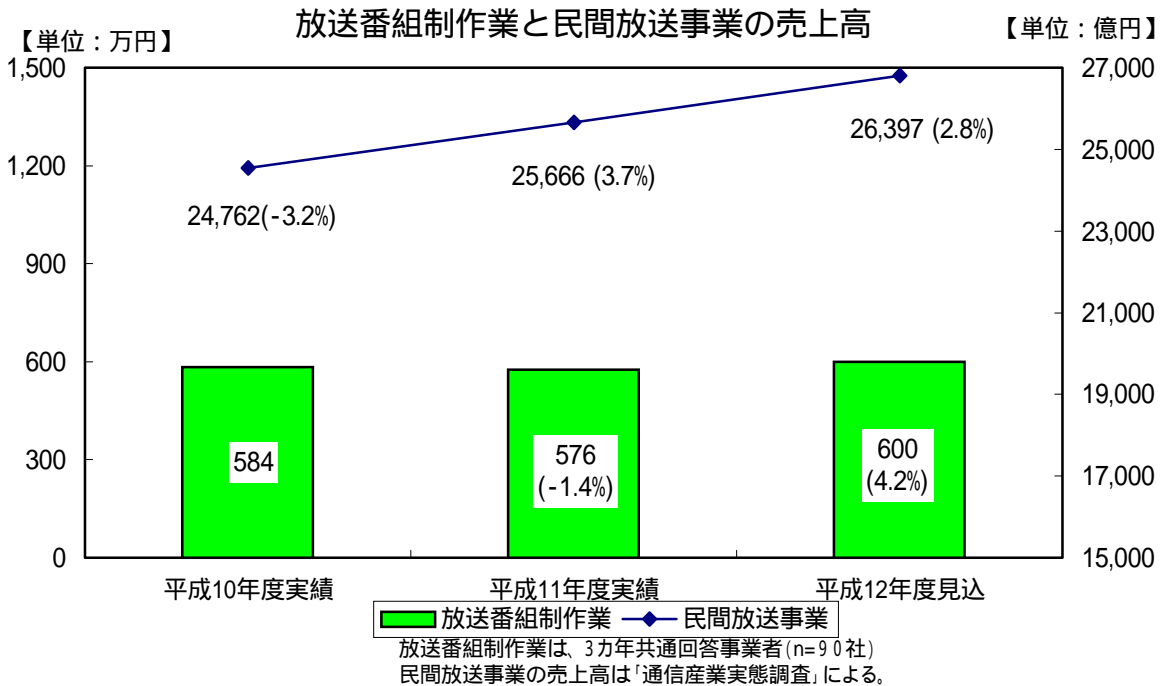
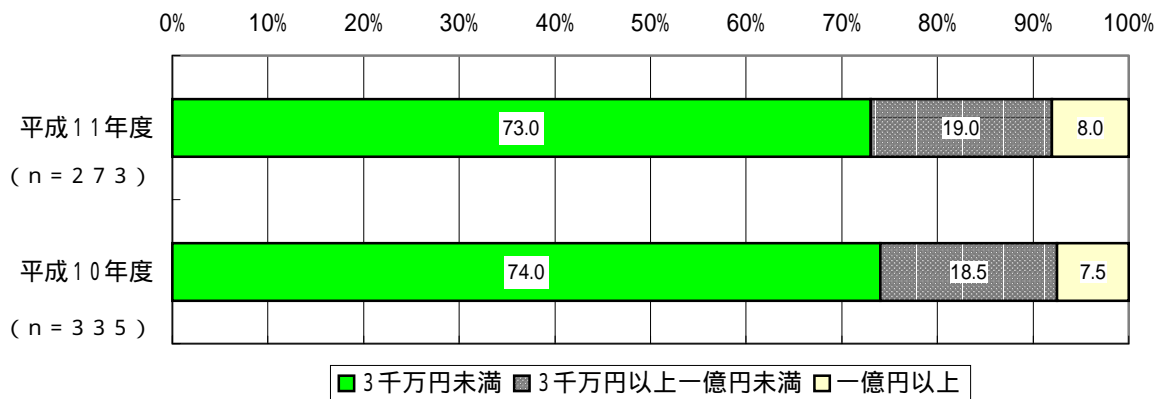
連絡先：情報通信政策局総合政策課  
（担当：磯補佐、小林係長）  
電 話：0 3 - 5 2 5 3 - 5 7 4 4

# 1 放送番組制作業（毎年調査）

## 【事業状況】

事業者の規模は、資本金「3千万円未満」が73.0%と多数を占める。  
 売上高は、11年度実績で1.4%減少（前年度比）したが、12年度は、4.2%増加（前年度比）の見込み。

資本金別事業者規模の構成



【テレビ放送番組の著作権の所在状況】

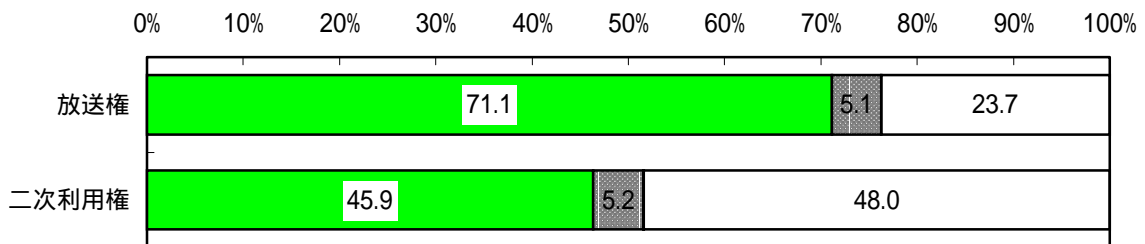
制作したテレビ放送番組の著作権（「放送権」及び「二次利用権」）は、「放送局の所有」とする回答事業者の割合が大半。

【テレビ放送番組の二次利用の状況】

二次利用権を有するテレビ放送番組の二次利用は、従来の「ビデオ化」、「再放送への利用」及び「衛星放送番組としての利用」等に加え、「CD-R化」が大幅な伸び。

著作権の所在状況

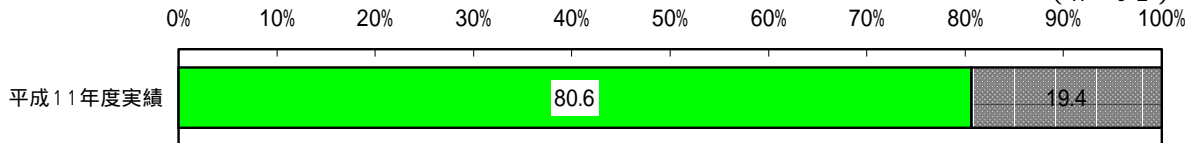
(n = 74)



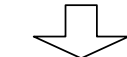
■ 放送局の所有 ■ 放送番組制作事業者と放送局との共有 □ 放送番組制作事業者の所有

テレビ放送番組の二次利用の状況

(n = 62)

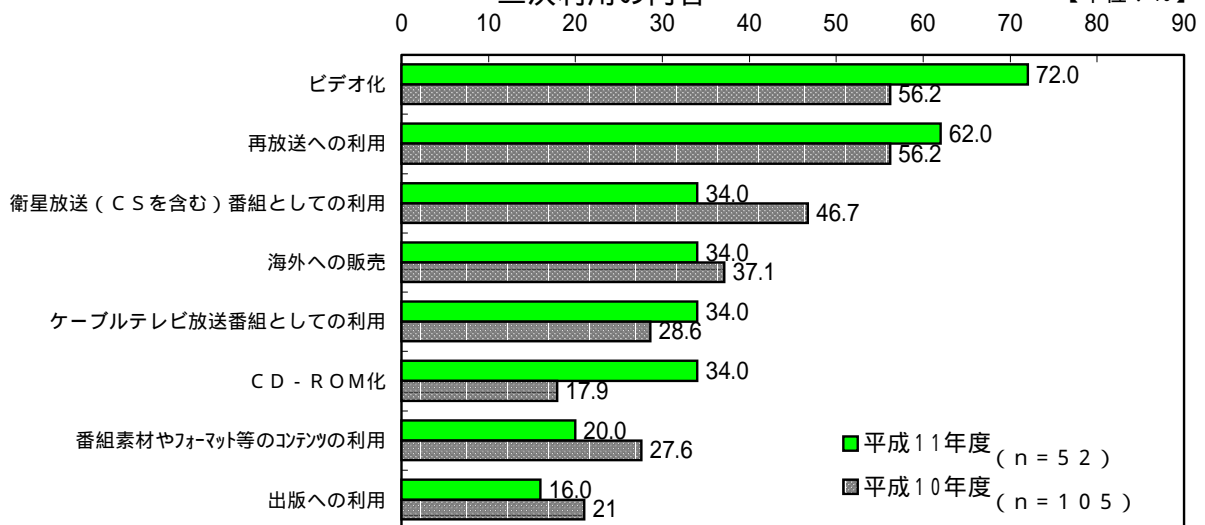


■ 二次利用している ■ 二次利用していない



二次利用の内容

【単位：%】

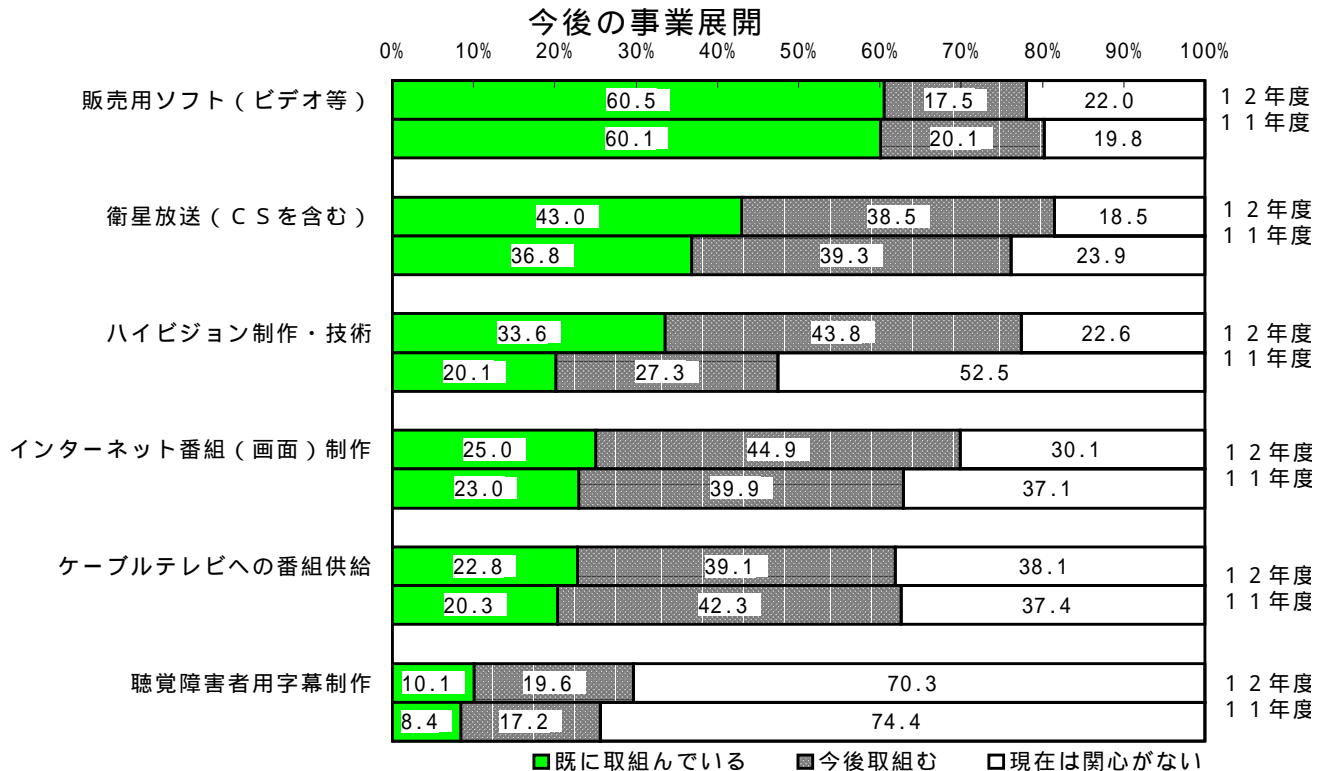


**【今後の事業展開】**

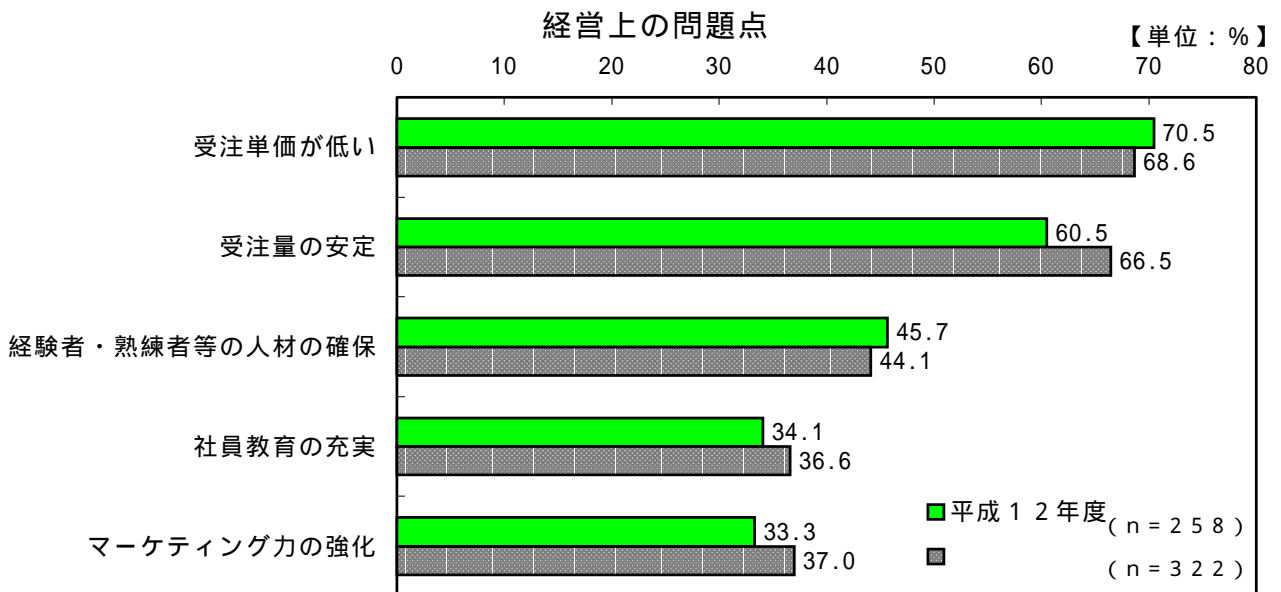
放送のデジタル化、多チャンネル化、高品質化、マルチメディア化に対応するため、「ハイビジョン制作・技術」、「インターネット番組（画面）制作」、「ケーブルテレビへの番組供給」へ取り組む意向が高い。

**【経営上の問題点】**

安定した事業経営のため、番組制作の契約にかかわることを問題点として認識。



【上段：12年度（n = 266）、下段：11年度（n = 325）】 （複数回答）



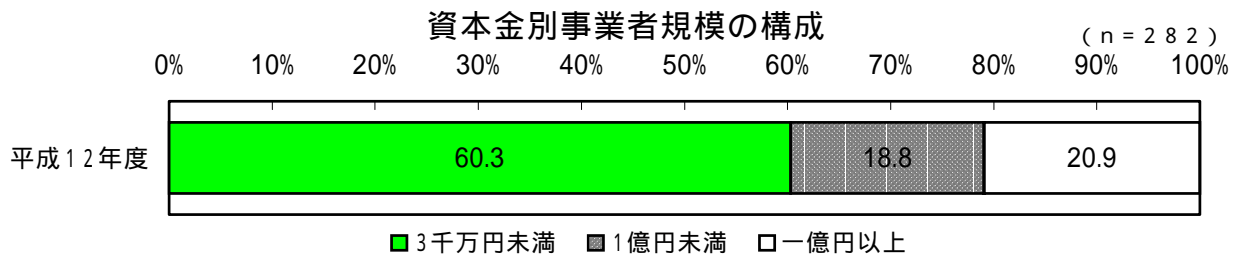
（複数回答）

## 2 電気通信工事業等（隔年調査）

（電気通信工事業及び有線テレビジョン放送設備設置工事業）

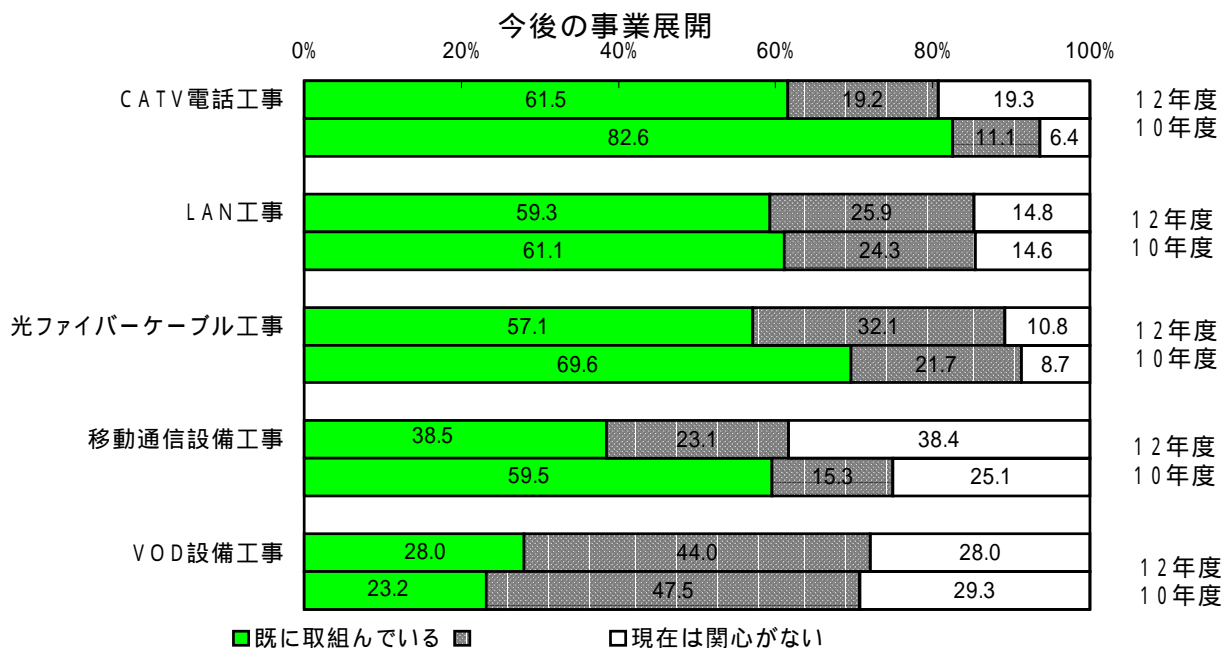
### 【事業状況】

事業者の規模は、資本金「3千万円未満」が最も多く60.3%を占める。



### 【今後の事業展開】

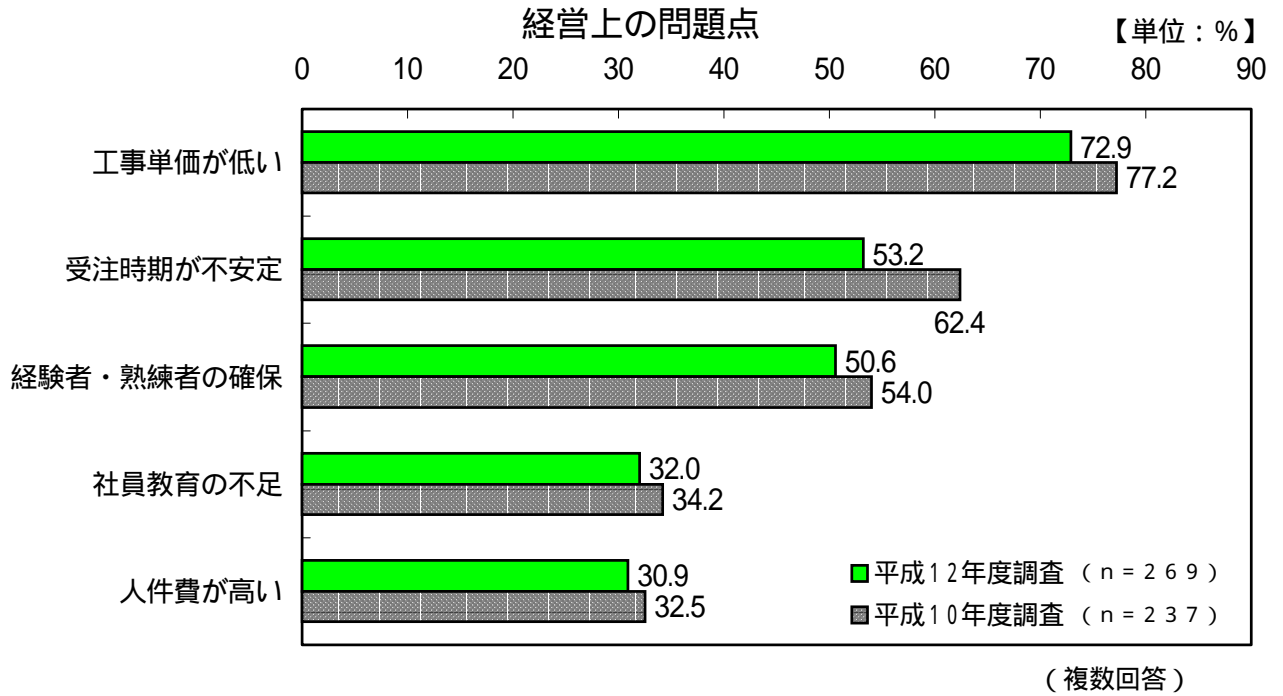
新しい技術への取り組みとして、CATV電話工事、LAN工事、光ファイバーケーブル工事などに半数以上の事業者が既に取り組んでおり、ビデオ・オン・デマンドなどにも今後取り組んで行く予定である



【上段：12年度 (n = 267)、下段：11年度 (n = 242)】

【経営上の問題点】

「工事単価が低い」（73%）、「受注時期が不安定」（53%）、「経験者・熟練者の確保」（51%）などが問題。



## 郵政関連業実態調査

本調査は、電気通信事業及び放送事業に密接に関連する事業について、その実態を把握するため、総務大臣承認統計として平成4年度から実施しているもので、平成12年度は、「放送番組制作業」（毎年調査：8回目）、「電気通信工事業」及び「ケーブルテレビジョン放送設備設置工事業」（隔年調査：4回目）について実施したものの。

### 【調査対象】

放送番組制作業：「テレビジョン又はラジオの放送番組、文字・データ多重放送番組」、「データ又はデジタル放送番組」及び「コマーシャル（CM）」の制作に関わる業務を行う事業。

電気通信工事業等：有線電気通信法に基づき電気通信設備設置工事（維持管理業務を含む。）を行う事業及び有線テレビジョン放送法に基づき有線テレビジョン放送施設の設置工事（維持管理業務を含む。）を行う事業。

### 【調査方法】

アンケート(調査票送付、各事業者自記入)により実施

### 【調査時期】

平成12年12月

### 【回答事業者数】

区 分	発送数	回収数	回答率(%)
放送番組制作業	1,132	300	26.5
電気通信工事業等	621	316	50.9
合 計	1,753	616	35.1

### 【用語解説】

「放送権」：テレビ放送番組（CMを除く）の当初の利用目的に従い、地上放送又はCATV放送・衛星放送（CSを含む）の番組としてのみ利用できる権利。

「二次利用権」：ビデオ、CD-ROM、出版などへの利用や当初利用目的の放送（放送権による放送）以外の放送番組への利用（例えば、地上放送に利用することを当初利用目的とする番組を、後にCS放送やCATV放送の番組として利用。）ができる権利。